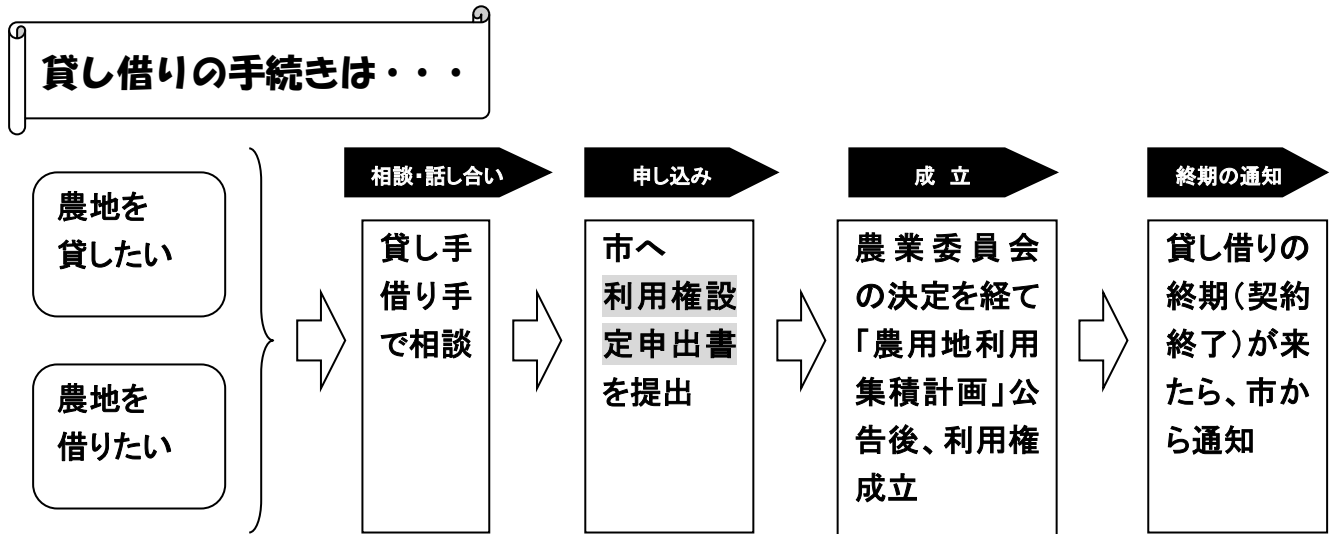


利用権設定（農地の貸し借り）について

貸し借りの手続きは・・・



貸し借りの期間は・・・

利用権設定期間は原則として年単位で、1、3、6、10年間が目安となっています。

契約の更新は・・・

農業経営基盤強化促進法による利用権設定は、契約期間の満了により自動的に利用権が所有者に戻ります。引き続き、農地の貸し借りをする場合は、改めて利用権設定申出書を提出していただく必要があります。

貸し借りの解約は・・・

貸し借りの期間中に利用権の設定を解約する場合、合意解約通知を記入の上、農林振興課または各支所までご提出ください。

借り手の変更は・・・

貸し借りの期間中に借り手の変更をする場合、現在の借り手との利用権設定を解約した後に、改めて新たな借り手との利用権設定申出書を提出していただく必要があります。

終期通知（利用権設定の完了）は・・・

利用権の設定が終期を迎える農地については、市から約3ヶ月前に終期のお知らせをいたします。合わせて改めて利用権設定を行うための利用権設定申出書の用紙も送ります。（念のため、貸し手・借り手の双方に同じ内容をお知らせします。）

書類の提出・公告日は・・・

★利用権設定・年間スケジュール

設定期間満了者への 「終期通知」 発送時期	市への 「利用権設定申出書」 提出期限	「農用地利用 集積計画」 公告日	始期	「設定済通知」 発送時期
12月下旬	1月末日	3月下旬	4月1日	4月中旬
1月下旬	2月末日	4月下旬	5月1日	5月中旬
2月下旬	3月末日	5月下旬	6月1日	6月中旬
3月下旬	4月末日	6月下旬	7月1日	7月中旬
4月下旬	5月末日	7月下旬	8月1日	8月中旬
5月下旬	6月末日	8月下旬	9月1日	9月中旬
6月下旬	7月末日	9月下旬	10月1日	10月中旬
7月下旬	8月末日	10月下旬	11月1日	11月中旬
8月下旬	9月末日	11月下旬	12月1日	12月中旬
9月下旬	10月末日	12月下旬	1月1日	1月中旬
10月下旬	11月末日	1月下旬	2月1日	2月中旬
11月下旬	12月末日	2月下旬	3月1日	3月中旬

* 農会内の農地の動きを出来るだけ早く把握いただくために、「利用権設定申出書」は農会長を通じて、市役所に提出いただくようご案内しております。